

通知預金規定

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第2条（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 第10条第2項および第3項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

第3条（証券類の受け入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。

第4条（利息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金利情勢等に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1,000円とします。

第5条（届出事項の変更、証書の再発行等）

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書の再発行に費用を要する場合には、店頭表示の再発行手数料に準じてその発行手数料をいただきます。
- (4) 預金口座の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。本項により、当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫の指定する方法によって当店に届出ください。

第6条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店に届出ください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店に届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項と同様に、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店に届出ください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第7条（印鑑照合等）

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害

については、当金庫は責任を負いません。

第8条（譲渡、質入れ等の禁止）

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

第9条（取引の制限等）

- (1) 当金庫は、預金者等に関する職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者等から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者等は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出してください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときには、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者等の回答、具体的な取引の内容、預金者等の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座等は、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前4項に定めるいっれの取引等の制限についても、預金者等からの説明等にもとづき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第10条（解約等）

- (1) この預金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して、当店に提出してください。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 前項のほか次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が次のAからFまでのいっれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員

- C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前記AからEに準ずる者
- (3) 預金者が自らまたは第三者を利用して次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任をこえた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為

- (4) 前2項によりこの預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、この証書および届出印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第11条（通知等）

当金庫が通知または送付書類を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第12条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) 第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合にかぎり当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも、同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、証書の受取欄に届出の印鑑により記名押印して、直ちに当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④ 第2号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当金庫の定めによるものとします。

- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

第13条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化

その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で、変更内容および変更日を公表することにより変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和2年9月7日現在)
はくさん信用金庫